

茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨木市都市計画審議会条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき常務委員会を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 常務委員会は、次に掲げる事項を調査し、又は審議する。

(1) 生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、専門性の高い事項で都市計画審議会が指定するものに関すること。

(会長)

第3条 常務委員会の会長は、都市計画審議会会長が務める。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 常務委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 常務委員会は、条例第8条第3項に規定する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 常務委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、常務委員会の運営に必要な事項は、会長が常務委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行する。